

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付要綱

令和6年6月19日告示第126号

(趣旨)

第1条 この告示は、地産地消の推進、二酸化炭素の削減の取組の推進及び耐災害性の向上を図るため、太陽光発電設備、蓄電池及びエネルギーマネジメントシステム（以下「太陽光発電設備等」という。）又は蓄電池及びエネルギーマネジメントシステム（以下「蓄電池等」という。）を導入し、かつ、宮古新電力株式会社が供給する再エネ電力（以下「宮古新電力再エネ電力」という。）を契約する者に対し、補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 市内で生産された再生可能エネルギーを市内で消費することをいう。
- (2) 再エネ電力 小売電気事業者による電気の供給及び販売に係る商品のうち、再生可能エネルギーを由来とする電力又は非化石証書、グリーン電力証書等の使用により実質的に再生可能エネルギーを由来とする電力として市長が認めるものをいう。
- (3) 脱炭素先行地域 民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門、熱利用等を含めてその他の温室効果ガスの排出量の削減を地域特性に応じて実施する地域として環境省が選定した地域をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件

- ア 住宅、事業所等の屋根、カーポート等（脱炭素先行地域内に存するものに限る。）に設置する太陽光発電設備であること。
- イ 太陽電池の最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の値のいずれか低い値（キロワットを単位とし、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が10キロワット未満であること。
- ウ 未使用品であること。
- エ 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者が設置する太陽光発電設備であること。
- オ この告示又は他の制度による補助金等の交付（申請中のものを含む。）の対象となっていない太陽光発電設備であること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号）別紙1の2ア（ア）に定める交付要件に準拠する太陽光発電設備であること。

(2) 蓄電池 次に掲げる要件

- ア 設置された場所（脱炭素先行地域内に限る。）に固定し、かつ、太陽光発電設備と接続される蓄電池であること。

イ 未使用品であること。

ウ 4, 800アンペアアワー・セル相当のキロワットアワー未満の蓄電池であること。

エ 価格が工事費込みで1キロワットアワー当たり15万5,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以下の蓄電池であること。

オ 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者が設置する蓄電池であること。

カ この告示又は他の制度による補助金等の交付（申請中のものを含む。）の対象となっていない蓄電池であること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙1の2イ（エ）に定める交付要件に準拠する蓄電池であること。

(3) エネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。） 次に掲げる要件

ア 未使用品であること。

イ 宮古新電力株式会社が指定するEMSであること。

ウ 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者が設置するEMSであること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙1の2イ（オ）に定める交付要件に準拠するEMSであること。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時点において納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自らが居住する市内の戸建て住宅に太陽光発電設備等又は蓄電池等を新たに設置する者

(2) 事業の用に供する市内の施設等に太陽光発電設備等又は蓄電池等を新たに設置する個人、法人又は団体

（補助対象経費）

第5条 補助の対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 蓄電池 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(3) EMS 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

（申請書等の様式）

第7条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

(1) 宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 太陽光発電設備等又は蓄電池等を設置する住宅、事業所等の屋根、カーポート等の位置図
- (3) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入要する費用の内訳が分かる書類
- (4) 太陽光発電設備を構成する機器の型式及び出力並びに太陽電池の設置枚数が確認できる書類
- (5) 蓄電池を構成する機器の型式及び容量が確認できる書類
- (6) EMSを構成する機器の型式が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(申請の期限)

第8条 規則第4条に定める期日は、太陽光発電設備等又は蓄電池等を導入しようとする日の属する年度の10月の末日とする。

(補助事業の軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をする場合
- (2) 事業種目を変更する場合

(変更の承認申請)

第10条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、市長の承認を受けようとする場合は、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の決定通知)

第11条 規則第7条の規定による通知は、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(申請の取下期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第13条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第5号)により当該取消し又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による報告は、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金完了実績報告書(様式第6号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用及びその内訳を確認できる書類

- (2) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用の支払を確認できる書類
- (3) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の設置状況、施工状況等の事業の実施を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による通知は、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。
(請求書等の様式)

第16条 規則第16条の請求は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 規則第16条本文に定める補助金請求の場合 宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付請求書(様式第8号)
- (2) 規則第16条ただし書に定める補助金請求の場合
 - ア 宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金前金払請求書(様式第9号)
 - イ 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用及びその内訳を確認できる書類
 - ウ 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用の請求を確認できる書類
 - エ 太陽光発電設備等又は蓄電池等の設置状況、施工状況等の事業の実施を確認できる書類
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(宮古新電力再エネ電力の契約期日等に関する要件)

第17条 宮古新電力再エネ電力の契約については、太陽光発電設備等又は蓄電池等を導入する日の属する年度の3月の末日までに契約を締結するものとする。

- 2 宮古新電力再エネ電力の契約期間については、やむを得ない理由がある場合を除き、前項に規定する契約締結日から起算して6年間継続して契約するものとする。
(余剰電力の取扱い)

第18条 補助事業者は、太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入後、発電量又は需要量の変動により、余剰電力が生じた場合、宮古新電力株式会社に売電するものとする。
(協力)

第19条 補助事業者は、次に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1) 発電した電力の自家消費の実績等が分かるデータの市長への提出
- (2) 宮古新電力株式会社が実施する蓄電池の充放電の遠隔制御
(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

宮古市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の職並びに氏名〕

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付申請書

年度において、宮古新電力再エネ電力供給促進事業を実施したいので、宮古市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 導入設備 太陽光発電設備等 蓄電池等
- 2 申請額 金 円
- 3 補助事業に要する経費

| 区 分 | 総事業費 A+B 円 | 補助事業に要 する経費 円 | 負 担 区 分 | |
|---------|------------------|---------------------|--------------|--------------|
| | | | 市補助金(A) 円 | 自己資金(B) 円 |
| 太陽光発電設備 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 蓄電池 | | | | |
| E M S | | | | |
| 合 計 | | | | |

※補助率：太陽光発電設備 2/3、蓄電池 3/4、EMS 3/4

- 4 事業期間 _____年__月__日 ~ _____年__月__日
- 5 施工業者 住所_____名称_____

納期の到来した市税その他市に対する債務の滞納の有無（ あり なし ）

この補助金の交付の決定にあたり、住所等を確認のうえ、納税担当課で保有する市税等の納付状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

申請者氏名 _____

※添付書類

- (1) 太陽光発電設備等又は蓄電池等を設置する住宅、事業所等の屋根、カーポート等の位置図
- (2) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の設置に係る経費の内訳が分かる書類
- (3) 太陽光発電設備を構成する機器の型式及び出力並びに太陽電池の設置枚数が確認できる書類
- (4) 蓄電池を構成する機器の型式及び容量が確認できる書類
- (5) EMSを構成する機器の型式が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の職並びに氏名〕

宮古新電力再エネ電力供給促進事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた宮古新電力再エネ電力供給促進事業に係る補助事業の事業内容を、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、宮古市補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

備考 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号（第10条関係）

第 年 月 日

名 称

代表者 様

宮古市長

印

宮古新電力再エネ電力供給促進事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付け第 号で承認申請のあった宮古新電力再エネ電力供給促進事業に係る補助事業の事業計画の変更（中止、廃止）について、これを適当と認め
たので、宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定
により通知します。

様式第4号(第11条関係)

宮古市指令 第 号

住所
氏名

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宮古新電力再エネ電力供給促進事業に
対し、宮古市補助金交付規則第5条の規定により、 年度宮古新電力再エネ
電力供給促進事業費補助金 円を交付することに決定したので、同規
則第7条の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長

印

宮古市指令 第 号

住所
氏名

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で交付決定の通知をした 年度
宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金について、宮古市補助金交付規則第 条
の規定により、次のとおり取消（変更）したので通知します。

年 月 日

宮古市長 印

1 取消しの場合

取消金額 円
（規則第9条関係及び第17条関係）

2 変更の場合

補助金交付決定額 円
（規則第12条）

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の職並びに氏名〕

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の通知があつた 年
度宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金について、その事業が完了したので、
宮古市補助金交付規則第13条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告し
ます。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

| | | |
|-----------|---|---|
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 前回までの受領済額 | 金 | 円 |
| 補助金精算額 | 金 | 円 |

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第7号（第15条関係）

宮古市指令 第 号

住所
氏名

補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった宮古新電力再エネ電力
供給促進事業については、宮古市補助金交付規則第14条の規定により、次のとおり
確定したので通知します。

年 月 日

宮古市長

印

確定補助金額 金 円

年 月 日

宮古市長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の職並びに氏名〕

宮古新電力再エネ電力供給促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があつた年度宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金について、その事業が完了したので、宮古市補助金交付規則第16条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額 金 円

補助金交付決定額 金 円

<振込先口座>

| | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------|------|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店 | | | | | | | |
| | | | 支店 | | | | | | | |
| 預金種別 (どちらかに○) | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | | | | | | | | |
| 口座名義 | ※カタカナで記載すること | | | | | | | | | |

年 月 日

宮古市長 あて

住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の職並びに氏名〕

宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた 年度宮古新電力再エネ電力供給促進事業費補助金について、宮古市補助金交付規則第16条の規定により、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

| | | | |
|--------|-----------|---|---|
| 1 請求金額 | 金 | 円 | |
| | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| | 前回までの受領済額 | 金 | 円 |

2 前金払の理由

3 添付書類

- (1) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用及びその内訳を確認できる書類
- (2) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の導入に要した費用の請求を確認できる書類
- (3) 太陽光発電設備等又は蓄電池等の設置状況、施工状況等の事業の実施を確認できる書類

<振込先口座>

| | | | | | | | | | |
|------------------|---------------|------|----|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店 | | | | | | |
| | | | 支店 | | | | | | |
| 預金種別 (どちらかに○) | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | | | | | | | |
| 口座名義 | ※カタカナで記載すること。 | | | | | | | | |